

## PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT5467219

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CHANGE OF NAME
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>	
<b>Name</b>	<b>Execution Date</b>
BMZ LTD.	12/17/2015
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>	
<b>Name:</b>	BMZ. INC
<b>Street Address:</b>	1093-4, KAMIZU, MINAKAMI-MACHI,
<b>City:</b>	TONE-GUN, GUNMA,
<b>State/Country:</b>	JAPAN
<b>Postal Code:</b>	379-1315
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 1</b>	
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>
<b>Application Number:</b>	14891914
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>	
<b>Fax Number:</b>	(703)621-7155
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
<b>Phone:</b>	7036217140
<b>Email:</b>	MAILROOM@MG-IP.COM
<b>Correspondent Name:</b>	MUNCY, GEISSLER, OLDS & LOWE, P.C.
<b>Address Line 1:</b>	4000 LEGATO ROAD
<b>Address Line 2:</b>	SUITE 310
<b>Address Line 4:</b>	FAIRFAX, VIRGINIA 22033
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	9018/0008PUS1
<b>NAME OF SUBMITTER:</b>	TETSU YOSHIDA
<b>SIGNATURE:</b>	/ty/
<b>DATE SIGNED:</b>	04/10/2019
<b>Total Attachments: 20</b>	
source=CertificateofFullRegistryRecords#page1.tif	
source=CertificateofFullRegistryRecords#page2.tif	
source=CertificateofFullRegistryRecords#page3.tif	
source=CertificateofFullRegistryRecords#page4.tif	
source=CertificateofFullRegistryRecords#page5.tif	

source=CertificateofFullRegistryRecords#page6.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page7.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page8.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page9.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page10.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page11.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page12.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page13.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page14.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page15.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page16.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page17.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page18.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page19.tif  
source=CertificateofFullRegistryRecords#page20.tif

Certificate of Full Registry Records

1093-4, Kamizu, Minakami-machi, Tone-gun, Gunma

BMZ. Inc

• • •	• • •	
Trade Name	BMZ. Inc	
Head Office	1093-4, Kamizu, Minakami-machi, Tone-gun, Gunma	
• • •		
Date of incorporation	December 14, 2004	
• • • •	• • •	
• • •	• • •	
• • •	• • •	
	• • •	• • •
		• • •
	• • •	• • •
		• • •
	• • •	• • •
	• • •	

1093-4, Kamizu, Minakami-machi, Tone-gun, Gunma  
 BMZ, Inc

	• • •	• • •
		• • •
	• • •	• • •
		• • •
		• • •
		• • •
	• • •	• • •
		• • •
		• • •
		• • •
		• • •
		• • •
		• • •
		• • •
		• • •
Items related to registration records	Established by changing and transferring his corporate name BMZ Ltd. on December 17, 2015 Registration Date: December 17, 2015	

The present document is provided to certify that all of the matters recorded on the register without being closed have been listed.

(Jurisdiction of Maebashi District Legal Affairs Bureau)

December 17, 2018

Numata Branch Office of Maebashi District Legal Affairs Bureau

Registrar: OBUCHI Kazuyuki

IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

In re Patent Application of  
Inventor(s): TAKAHASHI, Tsuyoshi  
Application No.: 14/891,914  
Filed: 17 Nov 2015  
Title: INSOLE FOR SHOE  
Attorney Docket No.: 9018/0008PUS1

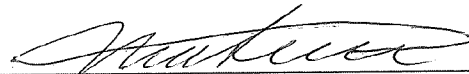
STATEMENT THAT TRANSLATION IS ACCURATE

The undersigned, of the below address, hereby certifies that he/she well knows both the English and Japanese languages, and that the partial translation of the Certificate of Full Registry Records filed concurrently herewith is an accurate translation.

Date of Signature

Mar. 29, 2019

Translator's Signature:



Name: Mutsumi KOMA

Sonic-City Bldg. 18F, 1-7-5,

Address: Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama-shi,  
Saitama 330-8669, Japan

履歴事項全部証明書

群馬県利根郡みなかみ町上津1093番地4  
株式会社BMZ

会社法人等番号	0700-02-036007	
商号	株式会社BMZ	
本店	群馬県利根郡みなかみ町上津1093番地4	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成16年12月14日	
目的	1 靴用中敷の製造及び販売 2 スポーツ用具の製造・加工及び販売 3 靴の製造及び販売 4 骨格・身体バランス測定器の開発、製作及び運用 5 骨格・身体バランスに関する教育、研修、セミナー、講演の企画及び運営 6 前各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>60株</u>	
	発行済株式の総数 <u>100株</u> 各種の株式の数 普通株式 <u>60株</u> A種種類株式 <u>40株</u>	平成28年 8月25日変更
		平成28年 8月26日登記
	発行済株式の総数 <u>111株</u> 各種の株式の数 普通株式 <u>71株</u> A種種類株式 <u>40株</u>	平成29年 9月 1日変更
	平成29年11月10日登記	
発行済株式の総数 <u>120株</u> 各種の株式の数 普通株式 <u>80株</u> A種種類株式 <u>40株</u>	平成29年 9月 8日変更	
	平成29年11月10日登記	

整理番号 カ143053

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/17

	発行済株式の総数 122株 各種の株式の数 普通株式 82株 A種種類株式 40株	平成29年11月30日変更
		平成29年12月28日登記
	発行済株式の総数 145株 各種の株式の数 普通株式 82株 A種種類株式 40株 B種種類株式 23株	平成29年11月30日変更
		平成29年12月28日登記
資本金の額	金300万円	
	金4320万円	平成28年 8月25日変更
		平成28年 8月26日登記
	金5585万円	平成29年 9月 1日変更
		平成29年11月10日登記
	金6620万円	平成29年 9月 8日変更
		平成29年11月10日登記
金6850万円	平成29年11月30日変更	
	平成29年12月28日登記	
金9495万円	平成29年11月30日変更	
	平成29年12月28日登記	
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 960株 A種種類株式 40株 I. (剰余金の配当) (1) A種種類配当金の配当 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次号に定める額（以下「A種種類配当金」という。）の剰余金の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当社が当該剰余金の配当に先立ちA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。 (2) A種種類配当金の額	

A種種類配当金の額は、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額（以下「A種種類配当基準額」という。）に3.0%を乗じて算出した額とし、各A種種類株主が受領するA種種類配当金の額は、この額に当該A種種類株主が有するA種種類株式の数を乗じた後1円未満を切り捨てた金額とする。ただし、平成29年5月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種種類配当金の額は、A種種類株式1株につき、A種種類配当基準額に3.0%を乗じて算出した額に、平成28年8月25日（同日を含む。）から平成29年5月31日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して算出した額とし、各A種種類株主が受領するA種種類配当金の額は、この額に当該A種種類株主が有するA種種類株式の数を乗じた後1円未満を切り捨てた金額とする。

(3) A種種類配当基準額の調整

A種種類配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

- ① A種種類株式の分割又は併合が行われたときは、A種種類配当基準額は、次のとおり調整する。

なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数をいい、以下同様とする。

$$\text{調整後配当基準額} = \text{調整前配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種種類配当基準額は、次のとおり調整する。

なお、次の算式中の「既発行A種種類株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有する自己株式（A種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式数」は、「処分する自己株式（A種種類株式に限る。）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後配当基準額} = \frac{\text{既発行A種種類株式数} \times \text{調整前配当基準額} + \text{新発行A種種類株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行A種種類株式数} + \text{新発行A種種類株式数}}$$

- ③ ①及び②における調整額の算定上発生した1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2. (残余財産の分配)

(1) A種種類分配額

当社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種種類株式1株につきその払込金額（以下「A種種類分配額」という。）相当額を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。

(2) 参加条項

前号による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録株式質権者並びにA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、前号の分配額に加え、A種種類株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第6項第(1)号に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(3) A種種類分配額の調整

A種種類分配額は、次に定めるところに従い調整する。

- ① A種種類株式の分割又は併合が行われたときは、A種種類分配額は、次のとおり調整する。



	$\text{調整後分配額} = \text{調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
	<p>② A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種種類分配額は、次のとおり調整する。</p> <p>なお、次の算式中の「既発行A種種類株式数」は、当該発行又は処分時点で当社が保有する自己株式（A種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式数」は、「処分する自己株式（A種種類株式に限る。）の数」と読み替えるものとする。</p> $\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種種類株式数} \times \text{調整前分配額} + \text{新発行A種種類株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行A種種類株式数} + \text{新発行A種種類株式数}}$
	<p>③ ①及び②における調整額の算定上発生した1円未満の端数は、切り捨てるものとする。</p>
	<p>3. (議決権)</p> <p>(1) 株主総会の議決権 A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(2) 種類株主総会の議決権 A種種類株主は、当社のA種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）において、A種種類株式1株につき1個の議決権を有する。</p>
	<p>4. (種類株主総会の決議事項)</p> <p>次の各号に掲げる事項については、株主総会又は取締役会の決議のほか、A種種類株主総会の決議があることを必要とする。</p> <p>(1) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「株式等」という。）の発行その他当社の株式への転換、かかる株式との交換、若しくはかかる株式の取得が可能な証券又は権利の発行又は付与（組織再編時の発行又は付与、無償割当て又は株式分割を含む。）</p> <p>(2) 株式等の併合、分割又は種類変更</p> <p>(3) 自己株式の取得、新株予約権の消却もしくは義務の承継、又はオプションその他の権利の償還、買取、消却もしくは取得</p> <p>(4) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡（会社法第467条第1項第1号、同第2号に定めるところによる。）</p> <p>(5) 資本金又は準備金の額の変更</p> <p>(6) 代表取締役の選定及び解職</p> <p>(7) 取締役及び監査役の選任並びに解任</p> <p>(8) 代表取締役、取締役及び監査役の報酬額の決定</p> <p>(9) 定款の変更</p> <p>(10) 帳簿価格1,000万円以上の資産等の売却その他処分行為</p> <p>(11) 剰余金の配当</p> <p>(12) 他社の買取、有価証券の取得等の資本取引行為</p> <p>(13) 資本金又は準備金の減少その他の方法により分配可能額を増加させる措置を制限することになる条項を含む契約の締結</p> <p>(14) 解散又は清算</p> <p>(15) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これに類する法的倒産手続開始の申立</p> <p>(16) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定す</p>

	<p>る金融商品取引所への上場の申請の予定時期、公開予定市場、幹事証券会社又は会計監査人の決定・変更</p> <p>5. (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>A種種類株主は、平成30年4月1日以降いつでも、当会社に対し、金銭の交付と引換えに、A種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該A種種類株主に対し、A種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A種種類配当基準額(第1項第(3)号に従って調整される。)の金銭を交付する。</p> <p>6. (普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>A種種類株主は、平成30年4月1日以降いつでも、当会社に対し、次の各号に定めるところに従い、普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求する権利(以下「転換請求権」という。)を有するものとする。</p> <p>(1) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式数</p> <p>A種種類株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「A種取得比率」という。)は、次のとおりとする。当該転換請求権の行使により各A種種類株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行う。</p> $A種取得比率 = \frac{A種種類株式の基準価額}{取得価額}$ <p>(2) 当初基準価額及び取得価額</p> <p>当初の基準価額及び取得価額は、2,010,000円とする。</p> <p>(3) 取得価額の調整</p> <p>A種種類株式の基準価額及び取得価額は、次に定めるところに従い調整する。</p> <p>① 株式等の発行に伴う調整</p> <p>a A種種類株式発行後、(a)又は(b)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じ、又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式に基づき、第(2)号の取得価額(以下「取得価額」という。)を調整する。調整後の取得価額の適用時期は、その定めるところによる。</p> $調整後取得価額 = \frac{\text{既発行 調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ <p>(a) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含み、A種種類株式の転換請求権の行使又は次に掲げる証券又は権利(以下「新株予約権等」という。)に基づき、普通株式を発行し、又は処分する場合を除く。)。この場合、調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときにあっては、その日の翌日、それ以外のときにあっては、株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降、これを適用する。</p> <p>A 取得請求権付株式 B 取得条項付株式 C 新株予約権 D 新株予約権付社債 E その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき、又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利</p> <p>(b) 調整前の取得価額を下回る行使価額等をもって普通株式を取得し得ることになる新株予約権等を発行し、又は処分する場合(無償割当てを含む。)。この場合、調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準</p>
--	---

	<p>日があるときにあっては、その日、それ以外のときにあっては、新株予約権等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用されるときにあっては、同号に定める期間の末日）に、当該新株予約権等の全部について普通株式の取得に係る請求又は事由の発生があったものとみなし、当該日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>なお、「行使価額等」とは、取得請求権付株式及び取得条項付株式にあっては、交付する普通株式1株当たりの取得価額、新株予約権及び新株予約権付社債にあっては、交付する普通株式1株当たりの行使価額、その他の証券又は権利にあっては、取得する普通株式1株当たりの対価をいい、以下同様とする。</p> <p>b aの算式中の「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日の(a)の数と(b)の数の合計から(c)の数を控除した数とする。ただし、当該調整の原因となる事由により(a)又は(b)の普通株式又は自己株式(普通株式に限る。)の数が変動する場合にあっては、当該変動前の数による。</p> <p>(a) 当会社の発行済みの普通株式の数 (b) 発行済みの新株予約権等に基づき潜在的に増加し得る普通株式の数 (c) 当会社の保有する自己株式(普通株式に限る。)の数</p> <p>c aの算式中の「新発行株式数」の「新発行」は、当会社による自己株式又は自己が保有する新株予約権等の処分により調整を行う場合にあっては、「処分する」と読み替える。</p> <p>d aに規定する場合において、当会社による新株予約権等の発行又は処分により調整を行うときは、算式中の「新発行株式数」は、発行し、又は処分する新株予約権等の目的たる普通株式の数とし、「1株当たり払込金額」は、a(b)に規定する行使価額等とする。</p> <p>e a(a)又はa(b)に規定する場合において、普通株式又は新株予約権等の発行又は処分が株主割当て又は無償割当てにより行われるときは、第(2)号の基準価額も取得価額と同様に調整する。</p> <p>f aに基づく調整額の算定により発生した1円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>g A種種類株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するA種種類株主が書面により調整しないことに同意した場合には、aに基づく調整を行わない。</p> <p>② 株式の分割又は併合による調整</p> <p>a A種種類株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、取得価額は、次の算式に基づき調整する。この場合、調整後の取得価額は、株式分割の場合にあっては、割当基準日の翌日以降、株式併合の場合にあっては、株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>b aに基づく調整額の算定により発生した1円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>c aに規定する場合には、A種種類株式の基準価額も、取得価額と同様に調整を行う。</p> <p>③ その他の調整</p> <p>①及び②に掲げた事由によるほか、次のいずれかの事由に該当する場合には、当会社は、取締役会の決議に基づき、合理的な方法により、取得価額及びA種種類株式の基準価額の調整を行うものとする。</p> <p>a 資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは新株予約権等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合</p> <p>b 当該新株予約権の行使期間その他新株予約権等に基づき普通株式を取得</p>
--	---

	<p>し得る期間が終了した場合。ただし、当該種類の新株予約権等の全部について普通株式の取得に係る請求又は事由の発生があった場合を除く。</p> <p>c 新株予約権等の行使価額等が修正された場合</p> <p>d その他当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要と認められる場合</p> <p>平成28年 8月25日設定 平成28年 8月26日登記</p> <p>普通株式937株 A種種類株式40株 B種種類株式23株 (A種種類株式)</p> <p>1. (剰余金の配当)</p> <p>(1) A種種類配当金の配当</p> <p>当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種種類登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)及びB種種類株式の登録株式質権者(以下「B種種類登録株式質権者」という。)と同順位で、次号に定める額(以下「A種種類配当金」という。)の剰余金の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当社が当該剰余金の配当に先立ちA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。</p> <p>(2) A種種類配当金の額</p> <p>A種種類配当金の額は、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額(以下「A種種類配当基準額」という。)に3.0%を乗じて算出した額とし、各A種種類株主が受領するA種種類配当金の額は、この額に当該A種種類株主が有するA種種類株式の数を乗じた後1円未満を切り捨てた金額とする。ただし、平成29年5月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種種類配当金の額は、A種種類株式1株につき、A種種類配当基準額に3.0%を乗じて算出した額に、平成28年8月25日(同日を含む。)から平成29年5月31日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して算出した額とし、各A種種類株主が受領するA種種類配当金の額は、この額に当該A種種類株主が有するA種種類株式の数を乗じた後1円未満を切り捨てた金額とする。</p> <p>(3) A種種類配当基準額の調整</p> <p>A種種類配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。</p> <p>① A種種類株式の分割又は併合が行われたときは、A種種類配当基準額は、次のとおり調整する。</p> <p>なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数をいい、以下同様とする。</p> $\text{調整後配当基準額} = \text{調整前配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>② A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、A種種類配当基準額は、次のとおり調整する。</p> <p>なお、次の算式中の「既発行A種種類株式数」は、当該発行又は処分の時</p>
--	---

	<p>点で当社が保有する自己株式（A種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式数」は、「処分する自己株式（A種種類株式に限る。）の数」と読み替えるものとする。</p> $\text{調整後 配当基準額} = \frac{\text{既発行A種 調整前 種類株式数} \times \text{配当基準額} + \text{新発行A種 1株当たり 種類株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行A種種類株式数} + \text{新発行A種種類株式数}}$ <p>③ ①及び②における調整額の算定上発生した1円未満の端数は、切り捨てるものとする。</p> <p>2.（残余財産の分配）</p> <p>(1) A種種類分配額</p> <p>当社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種種類株式1株につきその払込金額（以下「A種種類分配額」という。）相当額を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、B種種類株主及びB種種類登録株式質権者と同順位で支払う。</p> <p>(2) 参加条項</p> <p>前号による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、A種種類株主及びA種種類登録株式質権者並びにB種種類株主及びB種種類登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、前号の分配額に加え、A種種類株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第6項第(1)号に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。</p> <p>(3) A種種類分配額の調整</p> <p>A種種類分配額は、次に定めるところに従い調整する。</p> <p>① A種種類株式の分割又は併合が行われたときは、A種種類分配額は、次のとおり調整する。</p> $\text{調整後分配額} = \text{調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>② A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種種類分配額は、次のとおり調整する。</p> <p>なお、次の算式中の「既発行A種種類株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有する自己株式（A種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式数」は、「処分する自己株式（A種種類株式に限る。）の数」と読み替えるものとする。</p> $\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種 調整前 種類株式数} \times \text{分配額} + \text{新発行A種 1株当たり 種類株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行A種種類株式数} + \text{新発行A種種類株式数}}$ <p>③ ①及び②における調整額の算定上発生した1円未満の端数は、切り捨てるものとする。</p> <p>3.（議決権）</p> <p>(1) 株主総会の議決権</p> <p>A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(2) 種類株主総会の議決権</p> <p>A種種類株主は、当社のA種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）において、A種種類株式1株につき1個の議</p>
--	--

	<p>決権を有する。</p> <p>4. (種類株主総会の決議事項)</p> <p>次の各号に掲げる事項については、株主総会又は取締役会の決議のほか、A種種類株主総会の決議があることを必要とする。</p> <p>(1) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下「株式等」という。)の発行その他当会社の株式への転換、かかる株式との交換、若しくはかかる株式の取得が可能な証券又は権利の発行又は付与(組織再編時の発行又は付与、無償割当又は株式分割を含む。)</p> <p>(2) 株式等の併合、分割又は種類変更</p> <p>(3) 自己株式の取得、新株予約権の消却もしくは義務の承継、又はオプションその他の権利の償還、買取、消却もしくは取得</p> <p>(4) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡(会社法第467条第1項第1号、同第2号に定めるところによる。)</p> <p>(5) 資本金又は準備金の額の変更</p> <p>(6) 代表取締役の選定及び解職</p> <p>(7) 取締役及び監査役の選任並びに解任</p> <p>(8) 代表取締役、取締役及び監査役の報酬額の決定</p> <p>(9) 定款の変更</p> <p>(10) 帳簿価格1,000万円以上の資産等の売却その他処分行為</p> <p>(11) 剰余金の配当</p> <p>(12) 他社の買収、有価証券の取得等の資本取引行為</p> <p>(13) 資本金又は準備金の減少その他の方法により分配可能額を増加させる措置を制限することになる条項を含む契約の締結</p> <p>(14) 解散又は清算</p> <p>(15) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これに類する法的倒産手続開始の申立</p> <p>(16) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場の申請の予定時期、公開予定市場、幹事証券会社又は会計監査人の決定・変更</p> <p>5. (金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>A種種類株主は、平成30年4月1日以降いつでも、当会社に対し、金銭の交付と引換えに、A種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該A種種類株主に対し、A種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A種種類配当基準額(第1項第(3)号に従って調整される。)の金銭を交付する。</p> <p>6. (普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>A種種類株主は、平成30年4月1日以降いつでも、当会社に対し、次の各号に定めるところに従い、普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求する権利(以下、本条において「転換請求権」という。)を有するものとする。</p> <p>(1) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式数</p> <p>A種種類株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「A種取得比率」という。)は、次のとおりとする。当該転換請求権の行使により各A種種類株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行う。</p> $A種取得比率 = \frac{A種種類株式の基準価額}{取得価額}$ <p>(2) 当初基準価額及び取得価額</p> <p>当初の基準価額及び取得価額は、2,010,000円とする。</p>
--	---

	<p>(3) 取得価額の調整</p> <p>A 種類株式の基準価額及び取得価額は、次に定めるところに従い調整する。</p> <p>① 株式等の発行に伴う調整</p> <p>a A 種類株式発行後、(a)又は(b)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じ、又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式に基づき、第(2)号の取得価額(以下、本条において「取得価額」という。)を調整する。調整後の取得価額の適用時期は、その定めるところによる。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行 調整前 新発行 1株当たり 株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ <p>(a) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含み、A種類株式の転換請求権の行使又は次に掲げる証券又は権利(以下、本条において「新株予約権等」という。)に基づき、普通株式を発行し、又は処分する場合を除く。)。この場合、調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときにあっては、その日の翌日、それ以外るときにあっては、株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降、これを適用する。</p> <p>A 取得請求権付株式 B 取得条項付株式 C 新株予約権 D 新株予約権付社債 E その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき、又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利</p> <p>(b) 調整前の取得価額を下回る行使価額等をもって普通株式を取得し得ることになる新株予約権等を発行し、又は処分する場合(無償割当てを含む。)。この場合、調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときにあっては、その日、それ以外るときにあっては、新株予約権等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用されるときにあっては、同号に定める期間の末日)に、当該新株予約権等の全部について普通株式の取得に係る請求又は事由の発生があったものとみなし、当該日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>なお、「行使価額等」とは、取得請求権付株式及び取得条項付株式にあっては、交付する普通株式1株当たりの取得価額、新株予約権及び新株予約権付社債にあっては、交付する普通株式1株当たりの行使価額、その他の証券又は権利にあっては、取得する普通株式1株当たりの対価をいい、以下同様とする。</p> <p>b aの算式中の「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日の(a)の数と(b)の数の合計から(c)の数を控除した数とする。ただし、当該調整の原因となる事由により(a)又は(b)の普通株式又は自己株式(普通株式に限る。)の数が変動する場合にあっては、当該変動前の数による。</p> <p>(a) 当会社の発行済みの普通株式の数 (b) 発行済みの新株予約権等に基づき潜在的に増加し得る普通株式の数 (c) 当会社の保有する自己株式(普通株式に限る。)の数</p> <p>c aの算式中の「新発行株式数」の「新発行」は、当会社による自己株式又は自己が保有する新株予約権等の処分により調整を行う場合にあっては、「処分する」と読み替える。</p> <p>d aに規定する場合において、当会社による新株予約権等の発行又は処分</p>
--	--

	<p>により調整を行うときは、算式中の「新発行株式数」は、発行し、又は処分する新株予約権等の目的たる普通株式の数とし、「1株当たり払込金額」は、a (b) に規定する行使価額等とする。</p> <p>e a (a) 又は a (b) に規定する場合において、普通株式又は新株予約権等の発行又は処分が株主割当て又は無償割当てにより行われるときは、第(2)号の基準価額も取得価額と同様に調整する。</p> <p>f a に基づく調整額の算定により発生した1円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>g A種種類株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するA種種類株主が書面により調整しないことに同意した場合には、a に基づく調整を行わない。</p> <p>② 株式の分割又は併合による調整</p> <p>a A種種類株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、取得価額は、次の算式に基づき調整する。この場合、調整後の取得価額は、株式分割の場合にあっては、割当基準日の翌日以降、株式併合の場合にあっては、株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>b a に基づく調整額の算定により発生した1円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>c a に規定する場合には、A種種類株式の基準価額も、取得価額と同様に調整を行う。</p> <p>③ その他の調整</p> <p>①及び②に掲げた事由によるほか、次のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、取締役会の決議に基づき、合理的な方法により、取得価額及びA種種類株式の基準価額の調整を行うものとする。</p> <p>a 資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは新株予約権等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合</p> <p>b 当該新株予約権の行使期間その他新株予約権等に基づき普通株式を取得し得る期間が終了した場合。ただし、当該種類の新株予約権等の全部について普通株式の取得に係る請求又は事由の発生があった場合を除く。</p> <p>c 新株予約権等の行使価額等が修正された場合</p> <p>d その他当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要と認められる場合</p> <p>(B種種類株式)</p> <p>1. (剰余金の配当)</p> <p>(1) B種種類配当金の配当</p> <p>当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株主及びA種種類登録株式質権者と同順位で、次号に定める額(以下「B種種類配当金」という。)の剰余金の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当社が当該剰余金の配当に先立ちB種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。</p> <p>(2) B種種類配当金の額</p> <p>B種種類配当金の額は、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの払込金額(以下「B種種類配当基準額」という。)に3.0%を乗じて算出した額とし、各B種種類株主が受領するB種種類配当金の額は、この額に当該B種種類株主が有するB種種類株式の数を乗じた後1円未満を切り捨てた金額</p>
--	---



とする。ただし、平成30年5月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするB種種類配当金の額は、B種種類株式1株につき、B種種類配当基準額に3.0%を乗じて算出した額に、平成29年11月30日（同日を含む。）から平成30年5月31日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して算出した額とし、各B種種類株主が受領するB種種類配当金の額は、この額に当該B種種類株主が有するB種種類株式の数を乗じた後1円未満を切り捨てた金額とする。

(3) B種種類配当基準額の調整

B種種類配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

- ① B種種類株式の分割又は併合が行われたときは、B種種類配当基準額は、次のとおり調整する。

なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数をいい、以下同様とする。

$$\text{調整後配当基準額} = \text{調整前配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② B種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、B種種類配当基準額は、次のとおり調整する。

なお、次の算式中の「既発行B種種類株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有する自己株式（B種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行B種種類株式数」は、「処分する自己株式（B種種類株式に限る。）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後配当基準額} = \frac{\text{既発行B種種類株式数} \times \text{調整前配当基準額} + \text{新発行B種種類株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行B種種類株式数} + \text{新発行B種種類株式数}}$$

- ③ ①及び②における調整額の算定上発生した1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2. (残余財産の分配)

(1) B種種類分配額

当社は、残余財産の分配をするときは、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対して、B種種類株式1株につきその払込金額（以下「B種種類分配額」という。）相当額を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種種類株主及びA種種類登録株式質権者と同順位で支払う。

(2) 参加条項

前号による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、A種種類株主及びA種種類登録株式質権者並びにB種種類株主及びB種種類登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対しては、前号の分配額に加え、B種種類株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第6項第(1)号に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(3) B種種類分配額の調整

B種種類分配額は、次に定めるところに従い調整する。

- ① B種種類株式の分割又は併合が行われたときは、B種種類分配額は、次のとおり調整する。

	1
	$\text{調整後分配額} = \text{調整前分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
	<p>② B種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、B種種類分配額は、次のとおり調整する。</p> <p>なお、次の算式中の「既発行B種種類株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有する自己株式（B種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行B種種類株式数」は、「処分する自己株式（B種種類株式に限る。）の数」と読み替えるものとする。</p> $\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行B種種類株式数} \times \text{調整前分配額} + \text{新発行B種種類株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行B種種類株式数} + \text{新発行B種種類株式数}}$
	<p>③ ①及び②における調整額の算定上発生した1円未満の端数は、切り捨てるものとする。</p> <p>3. (議決権)</p> <p>(1) 株主総会の議決権 B種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(2) 種類株主総会の議決権 B種種類株主は、当社のB種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下「B種種類株主総会」という。）において、B種種類株式1株につき1個の議決権を有する。</p> <p>4. (種類株主総会の決議事項)</p> <p>次の各号に掲げる事項については、株主総会又は取締役会の決議のほか、B種種類株主総会の決議があることを必要とする。</p> <p>(1) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「株式等」という。）の発行その他当社の株式への転換、かかる株式との交換、若しくはかかる株式の取得が可能な証券又は権利の発行又は付与（組織再編時の発行又は付与、無償割当て又は株式分割を含む。）</p> <p>(2) 株式等の併合、分割又は種類変更</p> <p>(3) 自己株式の取得、新株予約権の消却もしくは義務の承継、又はオプションその他の権利の償還、買取、消却もしくは取得</p> <p>(4) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡（会社法第467条第1項第1号、同第2号に定めるところによる。）</p> <p>(5) 資本金又は準備金の額の変更</p> <p>(6) 代表取締役の選定及び解職</p> <p>(7) 取締役及び監査役の選任並びに解任</p> <p>(8) 代表取締役、取締役及び監査役の報酬額の決定</p> <p>(9) 定款の変更</p> <p>(10) 帳簿価格1,000万円以上の資産等の売却その他処分行為</p> <p>(11) 剰余金の配当</p> <p>(12) 他社の買取、有価証券の取得等の資本取引行為</p> <p>(13) 資本金又は準備金の減少その他の方法により分配可能額を増加させる措置を制限することになる条項を含む契約の締結</p> <p>(14) 解散又は清算</p> <p>(15) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これに類する法的倒産手続開始の申立</p> <p>(16) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定す</p>

	<p>る金融商品取引所への上場の申請の予定時期、公開予定市場、幹事証券会社又は会計監査人の決定・変更</p> <p>5. (金銭を対価とする取得請求権) B種種類株主は、平成30年4月1日以降いつでも、当会社に対し、金銭の交付と引換えに、B種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該B種種類株主に対し、B種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、B種種類配当基準額(第1項第(3)号に従って調整される。)の金銭を交付する。</p> <p>6. (普通株式を対価とする取得請求権) B種種類株主は、平成30年4月1日以降いつでも、当会社に対し、次の各号に定めるところに従い、普通株式の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求する権利(以下、本条において「転換請求権」という。)を有するものとする。</p> <p>(1) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式数 B種種類株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「B種取得比率」という。)は、次のとおりとする。当該転換請求権の行使により各B種種類株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行う。</p> $B種取得比率 = \frac{B種種類株式の基準価額}{取得価額}$ <p>(2) 当初基準価額及び取得価額 当初の基準価額及び取得価額は、2,300,000円とする。</p> <p>(3) 取得価額の調整 B種種類株式の基準価額及び取得価額は、次に定めるところに従い調整する。</p> <p>① 株式等の発行に伴う調整 a B種種類株式発行後、(a)又は(b)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じ、又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式に基づき、第(2)号の取得価額(以下、本条において「取得価額」という。)を調整する。調整後の取得価額の適用時期は、その定めるところによる。</p> $調整後取得価額 = \frac{\text{既発行 調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ <p>(a) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含み、B種種類株式の転換請求権の行使又は次に掲げる証券又は権利(以下、本条において「新株予約権等」という。)に基づき、普通株式を発行し、又は処分する場合を除く。)。この場合、調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときにあっては、その日の翌日、それ以外のときにあっては、株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降、これを適用する。</p> <p>A 取得請求権付株式 B 取得条項付株式 C 新株予約権 D 新株予約権付社債 E その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき、又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利</p> <p>(b) 調整前の取得価額を下回る行使価額等をもって普通株式を取得し得ることになる新株予約権等を発行し、又は処分する場合(無償割当てを含</p>
--	--

	<p>む。)。この場合、調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときにあっては、その日、それ以外の場合にあっては、新株予約権等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用されるときにあっては、同号に定める期間の末日）に、当該新株予約権等の全部について普通株式の取得に係る請求又は事由の発生があったものとみなし、当該日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>なお、「行使価額等」とは、取得請求権付株式及び取得条項付株式にあっては、交付する普通株式1株当たりの取得価額、新株予約権及び新株予約権付社債にあっては、交付する普通株式1株当たりの行使価額、その他の証券又は権利にあっては、取得する普通株式1株当たりの対価をいい、以下同様とする。</p> <p>b aの算式中の「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日の(a)の数と(b)の数の合計から(c)の数を控除した数とする。ただし、当該調整の原因となる事由により(a)又は(b)の普通株式又は自己株式(普通株式に限る。)の数が変動する場合にあっては、当該変動前の数による。</p> <p>(a) 当社の発行済みの普通株式の数 (b) 発行済みの新株予約権等に基づき潜在的に増加し得る普通株式の数 (c) 当社の保有する自己株式(普通株式に限る。)の数</p> <p>c aの算式中の「新発行株式数」の「新発行」は、当社による自己株式又は自己が保有する新株予約権等の処分により調整を行う場合にあっては、「処分する」と読み替える。</p> <p>d aに規定する場合において、当社による新株予約権等の発行又は処分により調整を行うときは、算式中の「新発行株式数」は、発行し、又は処分する新株予約権等の目的たる普通株式の数とし、「1株当たり払込金額」は、a(b)に規定する行使価額等とする。</p> <p>e a(a)又はa(b)に規定する場合において、普通株式又は新株予約権等の発行又は処分が株主割当て又は無償割当てにより行われるときは、第(2)号の基準価額も取得価額と同様に調整する。</p> <p>f aに基づく調整額の算定により発生した1円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>g B種種類株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するB種種類株主が書面により調整しないことに同意した場合には、aに基づく調整を行わない。</p> <p>② 株式の分割又は併合による調整</p> <p>a B種種類株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、取得価額は、次の算式に基づき調整する。この場合、調整後の取得価額は、株式分割の場合にあっては、割当基準日の翌日以降、株式併合の場合にあっては、株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>b aに基づく調整額の算定により発生した1円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>c aに規定する場合には、B種種類株式の基準価額も、取得価額と同様に調整を行う。</p> <p>③ その他の調整</p> <p>①及び②に掲げた事由によるほか、次のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、取締役会の決議に基づき、合理的な方法により、取得価額及びB種種類株式の基準価額の調整を行うものとする。</p> <p>a 資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは新株予約権等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合</p>
--	--

	<p>b 当該新株予約権の行使期間その他新株予約権等に基づき普通株式を取得し得る期間が終了した場合。ただし、当該種類の新株予約権等の全部について普通株式の取得に係る請求又は事由の発生があった場合を除く。</p> <p>c 新株予約権等の行使価額等が修正された場合</p> <p>d その他当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要と認められる場合 平成29年11月27日変更 平成29年12月28日登記</p>
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。</p>
	<p>当会社の発行する普通株式又はA種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成28年 8月25日変更 平成28年 8月26日登記</p>
	<p>当会社の発行する普通株式、A種種類株式又はB種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成29年11月27日変更 平成29年12月28日登記</p>
役員に関する事項	<p>取締役 高 橋 毅</p> <p>平成27年12月17日就任</p>
	<p>取締役 高 橋 毅</p> <p>平成29年 7月27日重任 平成29年11月10日登記</p>
	<p>取締役 高 橋 ケ サ エ</p> <p>平成27年12月17日就任</p>
	<p>平成29年 7月27日退任 平成29年11月10日登記</p>
	<p>取締役 高 橋 の り 子</p> <p>平成27年12月17日就任</p>
	<p>取締役 高 橋 の り 子</p> <p>平成29年 7月27日重任 平成29年11月10日登記</p>
	<p>取締役 蔭 山 隼 人</p> <p>平成28年 8月25日就任 平成28年 8月26日登記</p>
	<p>取締役 蔭 山 隼 人</p> <p>平成29年 7月27日重任 平成29年11月10日登記</p>

群馬県利根郡みなかみ町上津1093番地4  
株式会社BMZ

	取締役 山 中 保	平成29年 7月27日就任 平成29年11月10日登記
	群馬県利根郡みなかみ町上津1093番地4 代表取締役 高 橋 毅	平成27年12月17日就任 平成28年 7月25日辞任 平成28年 7月26日登記
	群馬県利根郡みなかみ町上津1093番地4 代表取締役 高 橋 の り 子	平成28年 7月25日就任 平成28年 7月26日登記
	群馬県利根郡みなかみ町上津1093番地4 代表取締役 高 橋 の り 子	平成29年 7月27日重任 平成29年11月10日登記
	監査役 佐 藤 剛	平成28年 8月25日就任 平成28年 8月26日登記 平成29年 7月27日辞任 平成29年11月10日登記
	監査役 中 島 康 人	平成29年 7月27日就任 平成29年11月10日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成28年 8月25日設定 平成28年 8月26日登記
	監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成28年 8月25日設定 平成28年 8月26日登記
	登記記録に関する 事項	平成27年12月17日有限会社BMZを商号変更し、移行したことにより設 立 平成27年12月17日登記

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(前橋地方法務局管轄)

平成30年12月17日

前橋地方法務局沼田支局  
登記官

小 淵 和 幸



整理番号 カ143053

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

17/17